

## 日直業務の見直しについて

平成30年2月21日  
総務課総務G

## 1. 現状及び目的について

本市の日直業務は、市役所本所一か所で本所に勤務する職員が従事している。現在の職員1人当たりの従事日数は年間約1日であり、電話窓口や来庁者の対応と死亡届・埋火葬許可などが主な業務である。

実施に際し、死亡届・埋火葬許可などは、その週の日直当番者に対して、前週に業務の説明を行っており、多くの時間と労力を費やしていること、また当番職員は、休日勤務となるため、職員の負担が大きくなっている。

このようなことから、現体制の見直しを行い、職員の負担軽減を図ることにより、働き方改革に取り組むものとする。

## (1) 施設管理について

業務内容：電話窓口及び来庁者からの各種問い合わせや苦情、緊急時における連絡及び伝達、体育館の鍵の貸出など

体制：本所職員対応（土・日・祝日等の午前8時30分～午後5時15分）  
年間を通し夜間（宿直）は、警備会社に委託

## (2) 戸籍関係について

業務内容：主に死亡届受理、埋火葬許可発行、斎場の予約確認の業務など  
婚姻届などの戸籍関係については、受領のみ

体制：本所職員対応（土・日・祝日等の午前8時30分～午後5時15分）  
※市民課業務であるが、日直業務と合わせ実施  
※夜間の婚姻届などは、警備会社が受領

## 2. 日直業務体制の変更について

職員が行っていた施設管理及び戸籍関係業務について、市職員退職者などを一般職非常勤職員として任用し、市民サービスが低下しないよう留意しながら、日直業務を継続することとする。

(1) 従事者について

○現体制 本所職員が従事（土曜日・祝日 3名、日曜日 2名）

問い合わせ件数：休日 1日あたり平均約 30件 年間約 3,000件

問い合わせ内容は、開庁の有無が約半数を占める。

死亡届受理件数：休日 1日あたり平均 1～2件 年間約 180件



経費 2,014,200円(職員日直手当)

○新体制 市職員退職者などが一般職非常勤職員として従事（2名）

電話窓口について、音声応答装置で対応するため、2名体制とする。

経費 2,504,700円

※死亡届・埋火葬許可業務は、公権力の行使（許可権限）にあたるため、公務員である一般職非常勤職員を任用する。

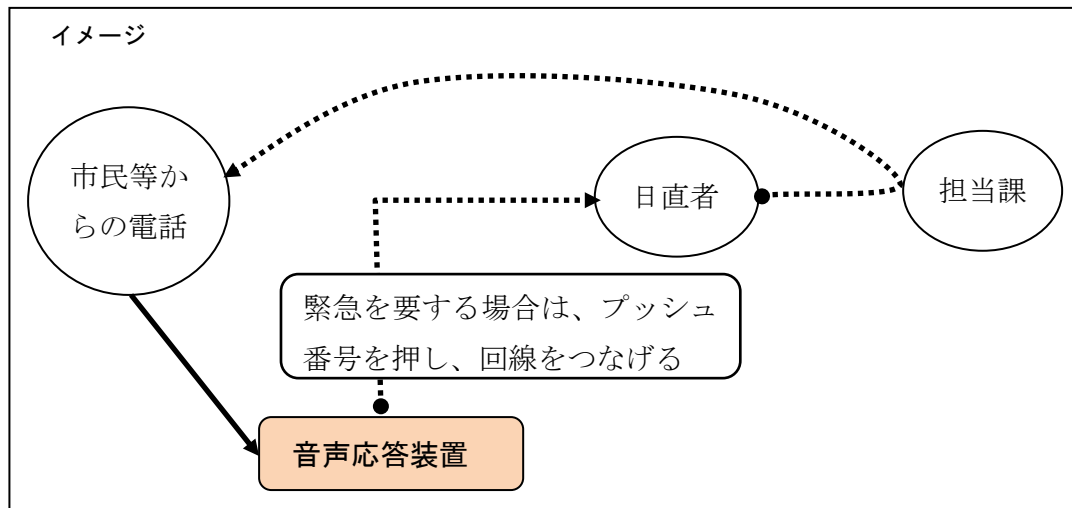
(2) 電話窓口対応について

○現体制 本所職員が対応



○新体制 音声応答装置を導入

※外部からの電話対応は、音声案内により、閉庁日であることを伝え、緊急を要する場合、回線をつなげ、日直（一般職非常勤職員）が対応する。



3. 日直業務体制の変更によるメリット

- ・日直当番職員への業務説明や土・日・祝日等の休日勤務がなくなり、職員の負担軽減が図られ、働き方改革につながる。
- ・一般職非常勤職員を任用し、専門性を持たせることにより、更に円滑に業務が実施できる。